脇田滋・矢野昌浩・木下秀雄編 『常態化する失業と労働・ 社会保障』

一一危機下における法規制の課題

紺屋 博昭

1 はじめに

「一に雇用、二に雇用」と言われ、安定雇用の確保が政治課題だった時期はそれほど昔でなかった。しかし雇用情勢は少しの間にずいぶん変化した。いまや時の首相の要請で企業は賃上げを求められる。その首相のネイムド経済政策によって好況めくと同時に企業は人手不足の対応を余儀なくされる。さらには首相が「女性の活用の時代だ」と喧伝すれば、企業は女性労働者の能力開発や適正配置に苦心する。そういう時代へと推移した模様だ。

だが情勢の変化は表層かつ部分的な事象に過ぎぬとの見立てが成り立とう。大企業には妥当する雇用情勢でも中小企業にはどこか遠い話。大都市における雇用の課題は、地方のそれとは様相が全く異なる。正社員と近似した就業を続けた非正規労働者は、最近流行りの正社員化策に親和するのだろうが、労働力需給調整の担い手であった非正規労働者は蚊帳の外のままだろう。若者は、そうでない年代の労働者と比べて割りを喰った。さして豊かな就労体験を得られず、年だけを重ねてしまった者が多いようだ(そしてもはや若者と扱ってもらえないのだ)。

これら対称と格差の発生を、支持層確保の政治マターと放置するのではなく、市場原理というカネの問題や選択責任という個人の問題に還元して捨て置くのでもなく、雇用社会の構造上の不具合としっかり捉え直して、社会法の介入による是正と、劣位に置かれた非正規労働者ないし広義の失業者らの権利保護ないし救済に取り掛かろうというのが、編著者らの始原の研究動機であろう。編著者グループは本書に先立ち若者や学生の就労問題を掘り下げてきた(脇田滋・井上英夫・木下秀雄編『若者の雇用・社会保障——主体形成



●日本評論社 2014年3月刊 A5判・344頁・ 本体5500円+税 ●わきた・しげる 龍谷大学法学部教授。 ●やの・まさひろ 龍谷大学法学部教授。 ●おのした・ひでお 大阪市立大学大学院 ・ である。 一部谷大学法学部教授。

と制度・政策の課題』(日本評論社,2008年))。さらに研究対象を雇用問題全体へと進めた編著者らは、昨今の非正規雇用の実態が〈半失業〉の構造を形成し、かつ多数の非正規雇用こそが失業の常態化をなしていると本書で告発を試みる。その主張はセンセイショナルかつポレミカルと解されなくはないけれど、本書の各章を読み進めば、その論拠がさまざまに判明する仕掛けになっている。

2 各章の紹介

本書の構成は、失業の常態化をめぐる問題の所在、 失業の常態化と雇用保障をめぐる諸論点、雇用保険法 の運用と課題、そして失業の常態化と法・政策の課題 という4部に分けられており、各部はさらにサブテー マに基づき9名の著者らが詳述する章立てだ。

編著者らの問題意識が具体的に提起され展開するのが冒頭第1部である。うち「日本における失業・半失業と問題状況」の章(脇田滋執筆部分)では、日本的雇用慣行の崩壊と同時に、正規雇用に代わって非正規雇用が雇用社会に蔓延したことがまず縷々解説される。その非正規雇用の実態は、正規雇用に比して不安定、差別、無権利、孤立という要素が異常に際立つ。それは完全なる〈雇用〉とは到底言えない状況にある=いわば〈不完全雇用〉あるいは〈半失業〉の常態に他ならない。これが本書の出発点である。

続けて「雇用・社会保障をめぐる国際的議論」の章 (矢野昌浩執筆部分)では、例えば〈不本意パートタ

116 No. 651/October 2014

イム雇用〉=正規雇用にありつけずやむなく就く雇用 形態と半失業概念との近接が、国際データの比較から 説明される。もちろん各国の近年の雇用政策/労働市 場政策の潮流と無関係ではないことが説かれる。社会 法理論によってその手の雇用労働者=〈半失業者〉の 権利保障をどう講じるのかの思考がいっそう問われて いる。この論旨が、多数の先行研究の確認と相補の作 業を通じて明らかにされる。ポストフォーディズム、 フレキシキュリティ、ディーセントワークという一連 のタームと、編著者らの提起する〈半失業〉問題との 関連が明快に語られるのも第1部の特徴である。

本書の第2部は、のべ6名の著者の専門知見分野によって、社会保険、失業把握、稼働能力、若年者就業支援、大学生の就職活動とキャリア教育、それに障害者といった切り口から、失業の常態化との各関係性と、具体的問題が紹介される章構成である。

「雇用の変化と社会保険」と題する章(上田真理執筆部分)では、非正規〈半失業〉労働者らについて各種社会保険の保険料納付と保険給付の機能不全が指摘されたのち、ドイツ法を中心とする比較法の知見をもとに、労働者の現地位や住民としての地位ではなく「被用者」の地位に着目した新保険関係の構築と機能の恢復が提言される(同書60頁以下)。「失業の構造化と「失業」概念の見直し」の章(瀧澤仁唱執筆部分)では、介護保険制度と介護サービス事業の下で介護労働者らが労働条件の低劣固定化に苦しみ高離職率が続く現状分析から、生活維持や家族扶養にもはやあたわない雇用に従事する(介護)労働者なぞは、失業者ないしの5人分の失業者にカウントせよとの問題提起(同書88頁以下)がなされる(本書で最も刺激的に感じられる部分だ)。

著者らのこうした着眼と分析視角による論述に読者が一体化を求められた後は、ブラックアルバイトに学業を奪われ、シューカツで消耗し、奨学ローンで債務奴隷とされる一部の大学生が、まさに〈半失業〉状態に他ならず、求職者支援法の充分な対象になりうることを説〈章「現代の大学生と失業の常態化」(山本忠執筆部分)の記述に読者は得心するであろうし、A型B型を問わず障害者らの作業所における訓練ないし福祉就労がどうやらインディーセントな内容を免れず、すなわち〈失業〉を隠しかねない実態であることを告

発する章「失業と障害者」(瀧澤仁唱執筆部分)の論 旨に読者は同意せざるを得ないだろう。編著者らには 現行の失業定義や失業統計結果への懐疑がある。実態 に沿った失業認定基準の再構築とその実現による権利 保障の希求が、本書第2部の論述の基調の一つだ。

さらに編著者らの研究は、広角でとらえた〈失業〉〈半失業〉について、就業と社会参加への回帰を保障する枠組み作りに向かう。その具体的手がかりの一つが雇用保険制度の解明であるとの着想に基づき、本書第3部は雇用保険法の運用と課題について、4人の著者らが制度変遷と給付メニュー、適用対象、事業主の手続懈怠、離職理由と給付制限について章を立てて論が張られる。

これら各章を通読してゆけば、「雇用保険法上の諸給付」章(脇田滋執筆部分)において、教育訓練や雇用継続という新しくかつ多様な給付メニューを用意した昨今の雇用保険制度が、失業者への給付位置づけを相対的に小さくし、かつ非正規たる〈半失業〉者らによる活用余地も実際乏しいという批判(同書226頁以下)や、「適用対象」の章(矢野昌浩執筆担当)にて、短時間労働者、有期雇用労働者、登録型派遣労働者らが法改正等を経て雇用保険法の適用対象になってきたものの、受給資格と給付内容への制約は依然大きく、それならば〈半失業〉状態をいっそ保険事故として保険給付を構想しようとすることの是非への言及(同書261頁以下)に読者は大きなインパクトを受けることになる。

事業主による労働保険の手続懈怠も、自己都合退職による短い給付日数も、被保険者たる失業労働者にとって不利益となる。それは著者らによって社会保険の構築上見過ごせない不正義と不公正になる。是正には遡及算定制限(雇用保険法 14 条 2 条 2 項、あるいは同法 22 条 4 項)が撤廃されなくてはならない(同書 280 頁以下)し、特定理由離職者に厚く自己都合退職者に薄い雇用保険給付日数区分(雇用保険法 22 条以下)は退職者ないし〈予定された失業者〉の保険受給権の過剰制約として機能する以上(同書 304 頁以下)見直し必須となる。上記を構成する「事業主の届出義務懈怠と給付の保障」(川崎航史郎執筆部分)「離職理由と給付制限」(上田真理執筆部分)という両章の法技術的な発想は、全体設計と最大幸福の妥当に傾いた

日本労働研究雑誌

社会法の従来の通念を排し、労働者の個別生活の安定 保障をいまいちど確保しようとする編著者らの学術の 姿勢そのものと解せられよう。

最後に同書は、第4部として失業の常態化を再確認 し法政策の課題を挙げる。労働法的アプローチとして は非正規雇用労働者への均等待遇保障、社会保障法ア プローチとしては雇用保険メニューの充実等が主に述 べられている。同部は本書のまとめ部分であると同時 に、編著者チームの次の研究の方向付けを行っている 部分と理解できよう。

3 本書の意義

「雇用」「就業」「失業」という各事象は、社会科学の各専門やらディシプリンやらによって裁断・分割され、それぞれの専門領域にて手ごろで都合のよい分析が多数もたらされている。しかし全体総合のビジョンは見えづらい。今後の雇用、就業、失業がどうなるか、どうなるべきか、全く見通せない。だが、市井の誰もがそれら事象を一体のもの、連続するものと理解している。

本書が試みた〈半失業〉や失業の常態化論は、失業や流動的非正規雇用に対し、労働法や社会保障法による統制策をひとまず講じようとするものであった。だが編著者らはこれが学術領域における断片かつ部分に過ぎない分析技法であることを既に自覚しておられよう。市井の人々の雇用への理解や生き方・働き方に寄り添ってこそ、編著者らの研究意図と提示された成果

が輝くことも理解されておられよう。

編著者らは本書であまり触れていない非正規労働者の生活実態上の〈失業〉状況の可視化は当然,正規・非正規雇用間の均等待遇条件の構築,ディーセント確保の重要条件たる権利原則の再確認の具体化,あるいは労働移動プロセスにおける次代の権利保障といった諸点に,得意の専門の照準をすでに合わせつつ,視野をさらに拡げた次の研究の拡大化を目論んでいる筈である(その成果が昨今の雇用政策へのカウンターアイデアを構成したとしても,目くじらを立てる必要はなかろう)。

もちろん読者の側も、法学者らが見た雇用・失業研究のオムニバス的成果として、あるいは有識者がよくする現状批判の論文集として、本書を捉えるべきではない。本書の記述を契機に、雇用・就業・失業といった一連の事象を読者各人で様々に豊かに掘り下げつつ、同時に〈半失業〉〈失業の常態〉になお社会科学的知見を集めるべく、雇用・失業研究の総合を目指す作業に加担することが求められている。だから本書は、その基盤をなす最新の1冊として位置づけられるべきであり、今後のこの領域にかかわる研究成果の多数の産出と総合を目指す協働とを、各界に刺激する好著と理解されるべきである。

こんや・ひろあき 熊本大学大学院法曹養成研究科 教授。労働法および労働市場法専攻。

118 No. 651/October 2014